

査定前着工制度の活用について

令和4年1月
農林水産省農村振興局整備部
防災課 災害対策室

査定前着工制度の活用について

査定前着工（応急工事）は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・農業用施設の復旧や、集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用して下さい。

査定前着工の留意事項

査定前着工を実施しようとする施設等の被災状況を事前に調査、撮影しておく必要があります。災害査定時までには、査定前工事の実施中の写真、出来形管理図書、出役人夫・購入資材・工事費支払額等が確認できる証拠書類、請負契約関係書類を整理しておく必要があります。

査定前着工の実施例

農地の復旧



地震により被災した農地

早期復旧



査定前着工により復旧した農地

集落排水施設の復旧



早期復旧

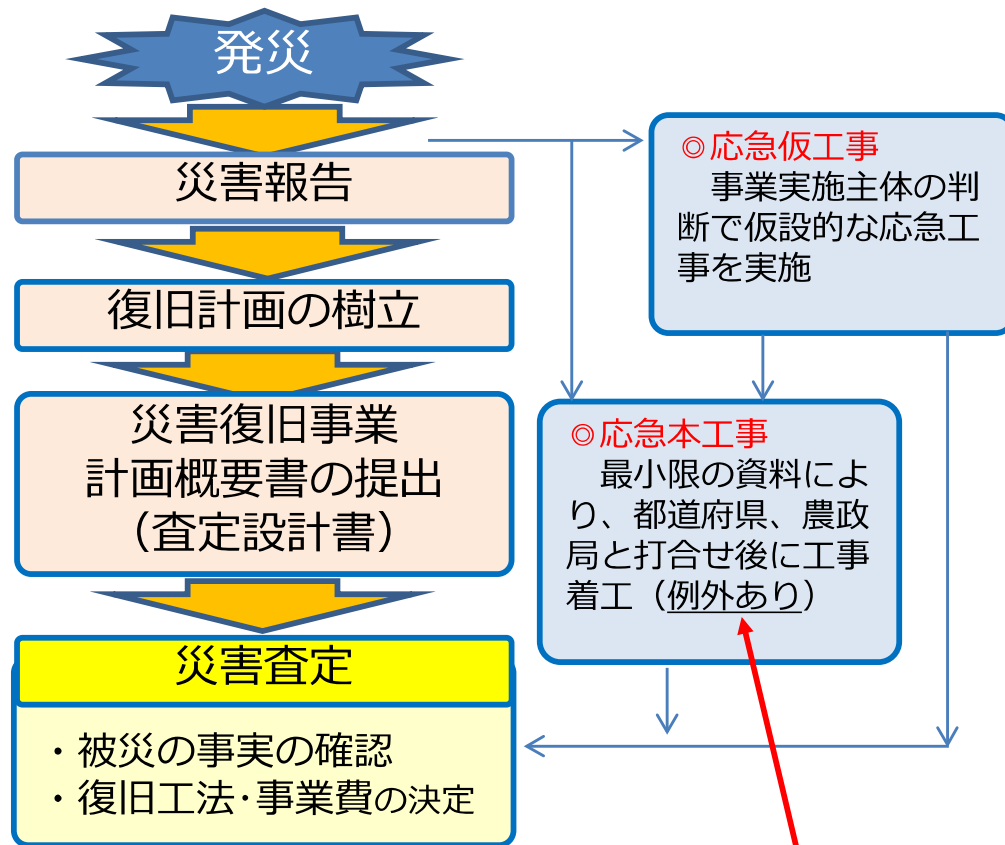


地震により被災した集落排水施設

査定前着工により復旧した集落排水施設

査定前着工制度の概要

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。
- 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事です。応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となりますが、土砂の撤去等については、事業実施主体の判断で復旧工事に着手可能です。



事前打合せ不要（事業実施主体の判断で着手可能）

- ・土砂等堆積物の撤去
- ・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る）
- ・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く）
- ・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）

※不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。

◎応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保



仮設ポンプを設置し、用水を確保

◎応急本工事の事例



農道や農地に堆積した土砂等の撤去



浸水した揚水機場の制御盤の部品を交換することによりポンプ機能を回復

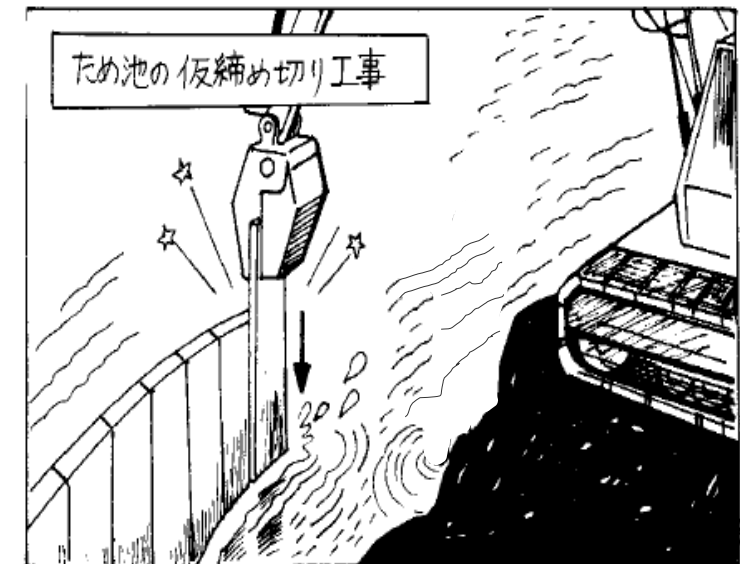
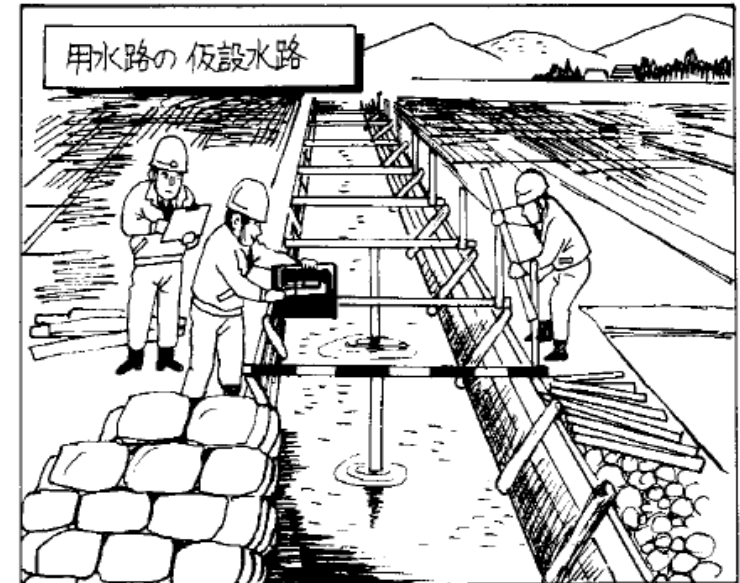
【応急仮工事】

1. 災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大する恐れがある場合に、必要に応じて事業主体(市町村等)の判断で実施した応急仮工事(仮設的な工事)も補助対象とすることができます。
2. 応急仮工事の目的は、
 - ① 農地が被災した場合は、作物被害を防止するために行う湛水排除工事。
 - ② 被災した施設の増破を防止するための工事又は農地等への洪水流入を仮締切りにより防止するための工事。
 - ③ 被災した施設のかんがい及び排水並びに交通の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。
3. 補助対象となる応急仮工事は、1箇所の応急仮工事の費用が20万円以上※1でかつ応急仮工事の費用を除く復旧工事費が40万円以上※2のものが適用となります。

※1 生活関連施設は100万円以上(増破防止工事に要する費用は50万円以上)

※2 生活関連施設は100万円以上

応急仮工事の事例



査定前着工制度の活用について

4. 応急仮工事の留意点は、以下のとおりです。

- ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。
- ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。
- ③ 応急仮工事を実施した場合は、地方農政局に報告すること。
- ④ 応急仮工事に要した費用は、査定設計書に計上しておくこと。ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。
- ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、ポンプの購入費や運転労務費は補助の対象とならないので注意すること。

応急仮工事を行うために事前に確認すべき点をチェックリストにまとめていますので、ご活用下さい。

(参考) 査定前着工制度(応急仮工事)にかかるチェックシート

〔応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。〕

事業実施主体担当者: _____

施 行 場 所: 例: ○○県○○市字○○地内

工 種: 選択して下さい

チェック項目	チェック内容	チェック欄
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	事務取扱要綱14.1(1)~(4)に該当するか確認	<input type="checkbox"/>
	応急本工事に該当していないか確認(該当する場合には都道府県及び農政局との事前打合せが必要となる場合がある。)	<input type="checkbox"/>
	応急仮工事の工事費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く工事費が40万円以上か確認	<input type="checkbox"/>
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認できる書類の整備を行っているか確認	<input type="checkbox"/>
応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>	

注: チェックした項目欄の口にし印をすること。
 チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

【応急本工事】

1. 応急本工事は、復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業(復旧工事費が40万円以上であること)の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事です。
2. 応急本工事の要件は、事務取扱要綱第14(5)に記載があり、下記のように被災箇所で止むを得ないと判断された場合には、都道府県及び農政局と打合せをして着工します。ただし、土砂撤去などの簡易な工事については、打合せは不要です。
 - ① 被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物被害を防止するために緊急に着工する必要のある箇所であること。
 - ② 緊急に復旧すれば、作付時期に間に合う農地等の復旧箇所であること。

応急本工事の事例



査定前着工制度の活用について

3. 応急本工事の留意点は、以下のとおりです。

- ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる **工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。**
- ② **工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払額等の証拠書類を整理しておくこと。**
- ③ 応急本工事を実施する場合は、**災害復旧事業の一部又は全部となることから、着工前に事業主体は都道府県及び地方農政局と打合せを行うこと。**
- ④ 応急本工事に要した費用は、**査定設計書に計上しておくこと。**

ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛により算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。

同意を得た設計単価及び歩掛により難しい場合は、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算が可能。

- ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、**ポンプの購入費や運転労務費は補助の対象とならないので注意すること。**

※応急本工事を行う際には、打合せ時にチェックシートを提出してください。

※以下については、事前打合せ不要のため、事業実施主体の判断で着手可能です。(不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。)

- ・土砂等堆積物の撤去
- ・機械設備、電気設備の復旧 (部品の交換等修繕に限る。)
- ・農地畦畔の復旧 (法面復旧を伴うものを除く。)
- ・二次製品水路による復旧 (構造計算を伴わない小規模なものに限る。)

別添 査定前着工制度(応急本工事)の打合せにかかるチェックシート

(土砂等堆積物の撤去、機械設備・電気設備の復旧(部品の交換等修繕に限る。)、農地畦畔の復旧(法面復旧を伴うものを除く。)、二次製品水路による復旧(構造計算を伴わない小規模なものに限る。))は事業実施主体の判断で実施できます。

事業実施主体担当者: _____

施工場所: 例: ○○県○○市○○地内

被災状況: 例: ○月○日○時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。

着工理由: 選択して下さい

復旧内容: 選択して下さい

工事種: 選択して下さい

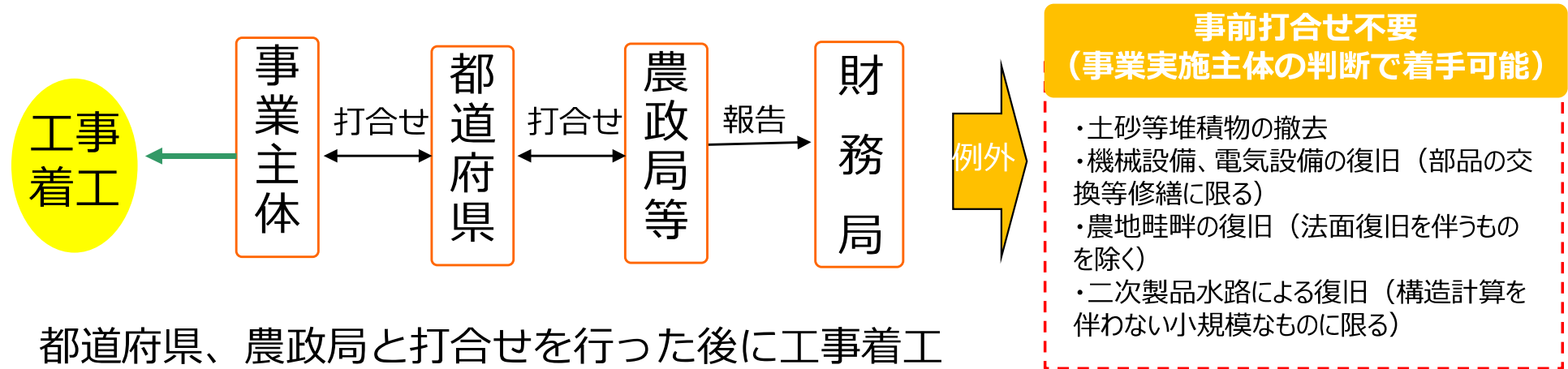
応急本工事の概算金額: 概算金額を記載して下さい

別添: 被災状況写真

チェック項目	チェック内容	チェック欄
1. 災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件(日雨量80mm等)に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	暫定法第2条の農地、農業用施設に該当しているか確認	<input type="checkbox"/>
	査定前着工の復旧内容が事務取扱要綱14.1(5)の内容に合致しているか確認	<input type="checkbox"/>
	応急仮工事に該当していないか確認(該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能。)	<input type="checkbox"/>
	査定前着工の復旧内容を含めて工事費が40万円以上となるか確認	<input type="checkbox"/>
	被災写真が適切に撮影されているか確認	<input type="checkbox"/>
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	<input type="checkbox"/>
2. 工事内容のチェック	復旧内容が最も経済的な工法か確認	<input type="checkbox"/>
	再度災害防止の観点も踏まえて復旧工法を検討したか確認。	<input type="checkbox"/>
	復旧内容が能力アップ(延長・材質の変更、機能の向上)をしていないか確認	<input type="checkbox"/>

注: チェックした項目欄の口にレ印をすること。
チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

査定前着工(応急本工事)の流れ



都道府県、農政局と打合せを行った後に工事着工



実施状況を査定時に報告（査定設計書に計上）

※不明な点等がある場合には、都道府県、地方農政局等へ相談してください。

- ・ 打合せについては、Web会議や電話（打合せ資料はメール等で送付）による対応も可能

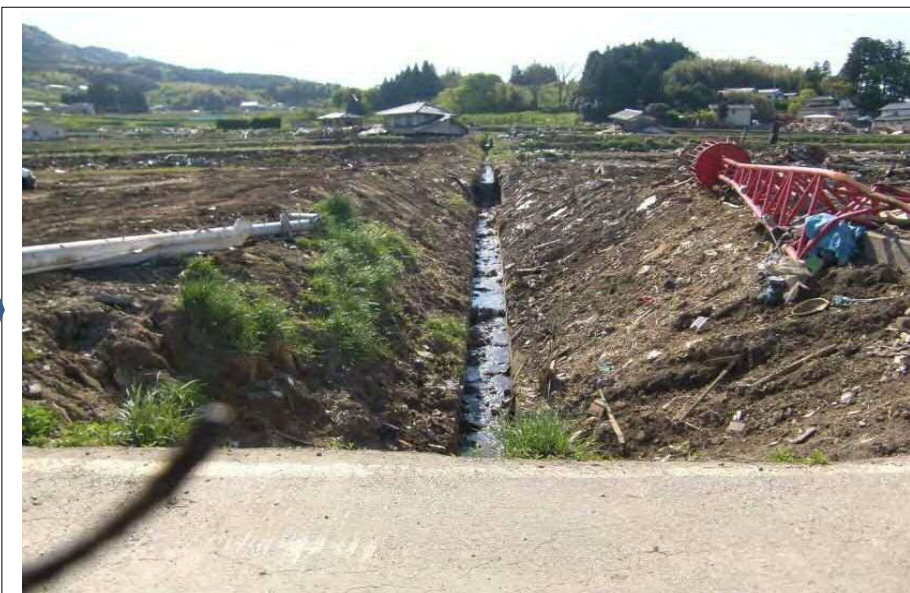
※打合せ資料：チェックシート、被災写真

- ・ 早ければ即日で着工が可能

応急工事の実施例(応急本工事その1)

※事前打合せ不要
(土砂等堆積物の撤去)

○2次災害防止のための応急工事【水路、道路】



○被災状況の説明

ガレキが排水路の通水を阻害している。

○応急工事の説明

排水路のガレキ除去
(工種が道路でも土砂、ガレキ除去は可能)

応急工事の実施例(応急本工事その2)

○営農用水確保のための応急工事【中大口径管路】



○被災状況の説明

パイプライン継手部に亀裂が生じ漏水している。

○応急工事の説明

内面バンドによる継手部亀裂の復旧を行った。

応急工事の実施例(応急本工事その3)

○営農用水確保のための応急工事【小口径管路】



○被災状況の説明

パイプライン継手部に亀裂が生じ漏水している。

○応急工事の説明

管継手部からの漏水箇所にコンクリート巻き立てを行い、漏水対策を行った。

応急工事の実施例(応急本工事その4)

※事前打合せ不要
(土砂等堆積物の撤去)

○早期営農のための応急工事【水路】



○被災状況の説明

土石流により、水路に土砂が堆積し、
下流への用排水が不可能となった。

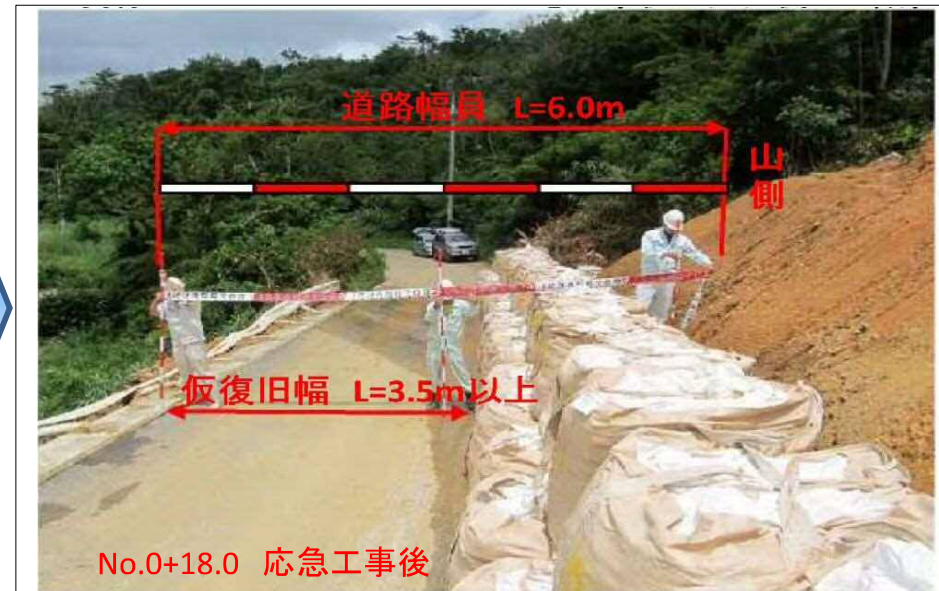
○応急工事の説明

水路に堆積した土砂を撤去すること
で、早期の営農及び排水が可能と
なった。

応急工事の実施例(応急本工事その5)

※事前打合せ不要
(土砂等堆積物の撤去)

○農道の通行確保のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

農道の山側法面が崩落し、崩土により通行不能となった。

○応急工事の説明

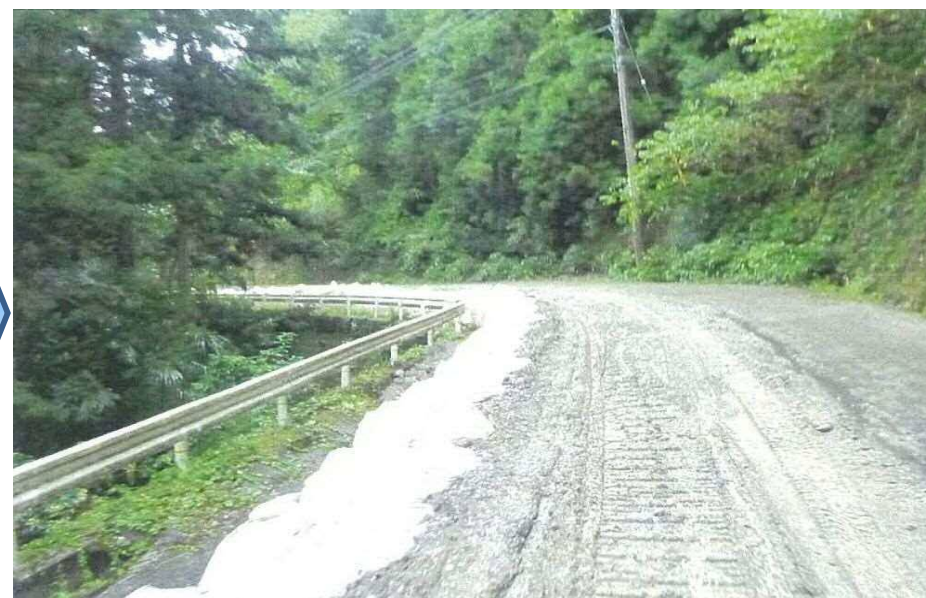
農道上の崩土撤去及び大型土のう設置による山側土砂の崩落防止を行い、耕作者の通行が可能となった。

(本来、大型土のう設置は応急仮工事となるが、崩土撤去が応急本工事のため、大型土のう設置は応急本工事の仮設工事となる。)

応急工事の実施例(応急仮工事その1)

※事前打合せ不要
(応急仮工事であるため)

○早期営農のための応急工事【道路】



○被災状況の説明

道路谷側の既設練積ブロックが崩壊したため、道路に段差が発生し、耕作者等の通行が不可能となった。

○応急工事の説明

道路谷側に大型土のうを設置して段差を解消するとともに、路面に砂利を敷設し、耕作者等の通行が可能となった。

応急工事の実施例(応急仮工事その2)

※事前打合せ不要
(応急仮工事であるため)

○2次災害防止のための応急工事【ため池】



○被災状況の説明

洪水吐の下部にパイピングが発生し、放置すれば被害が拡大し、破堤につながるおそれが生じた。

○応急工事の説明

破堤などの被害拡大を防止するため、仮設の洪水吐水路を設置。

水中ポンプにより、ため池の貯留水を強制的に排水し、水位を下げた。